

九州 IT&ITS 利活用推進協議会規約（案）

平成 25 年 月 日

（総則）

第一条（名称）

本協議会は、九州 IT&ITS 利活用推進協議会と称する。英文略称は QPITS（Kyushu Practice group of IT&ITS）とする。

第二条（事務所）

本協議会は、事務所を福岡県早良区におく。

第三条（目的）

本協議会は、九州地域におけるインフラ整備、ビジネスサービス、エンドユーザサービスなどを含めるあらゆる社会サービスの安心安全、利便性、効率性、付加価値の向上などを目的に、最先端の情報技術（IT：Infomation Technology）を核に、人と道路と移動体（車両等々）とを一体のシステムとする道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）を一つの基盤として、新技術・サービス・産業の調査・研究、および普及・啓発を図るとともに、九州 IT&ITS 利活用推進協議会関連事業を推進することを通じ、地域住民の生活向上、九州地域そして日本の経済、産業の発展、海外への日本ブランドの発信と産業の輸出に寄与することを目的とする。

第四条（活動）

本協議会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1) IT&ITS 関連機関・企業からの情報収集事業
- 2) 地域における IT&ITS の必要性・可能性についての研究事業
- 3) 地域住民に対しての普及啓発活動事業
- 4) 地域の IT&ITS 関連産業の振興を図る事業
- 5) IT&ITS 技術・アイデアの総合的なネットワークを構築する事業
- 6) 地域の道路交通事情の調査・分析及び交通事情の改善を図る事業
- 7) 交通及び IT 全般に関する事業
- 8) IT を使ったエネルギー・福祉・地域振興・環境・設備監視・子育て支援・観光・農業等の支援事業

（会員）

第五条（会員の種類）

本協議会の会員は、幹事会員、正会員、賛助会員及び特別会員により構成される。なお入会手続きは本規約に定めるほか、本協議会が別に定める会員規定に従うものとする。

第六条（入会）

本協議会に入会しようとする者は、幹事会に対し会員規定に定める申込み手続きを行い、その承認を得なければならない。

第七条（入会金及び会費）

会員は、会員規定に定める入会金及び年会費を納入するものとする。

第八条（退会）

本協議会を退会しようとする者は、会員規定に定める退会の手続きを行わなければならない。

第九条（除名）

幹事会は、会員が本規約に違反したとき又は本協議会の名誉を毀損し、信用を著しく失墜させたときなどの正当な事由がある場合、会員規定に従い、その会員を除名することができる。

（役員）

第十条（役員の種類と人数）

本協議会には次の役員を置く。

- | | |
|------------------------------|------|
| 1) 会長（本協議会を代表し、総会の議長を務める） | 1名 |
| 2) 副会長（会長を補佐し、会長不在時には代行を務める） | 1名以上 |
| 3) 幹事（幹事会を構成し、共同して会務を執行する） | 若干名 |
| 4) 会計監事 | 2名まで |

2. 会長は幹事会員および特別会員の中から選出し、総会において選任する。

3. 副会長は幹事会員および特別会員から選出し、総会において選任する。

4. 幹事は原則として幹事会員より各法人、団体から1名指名され、総会において選任する。また特別会員から幹事会にて指名し、総会において選任する。

5. 会計監事は幹事会員の中から選出し、総会において選任する。但し、会計監事は会長及び幹事を兼務することはできない。

第十一条（顧問）

本協議会は、本協議会の指針や活動全般、あるいは委員会活動等に関して、有識者からの助言や支援を受けるために顧問を置き、その支援を受けることができる。

第十二条（任期）

役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

なお、任期途中で役員が交代する場合、前任者の任期を引き継ぐものとする。また、役員が増員された場合の任期も、他の役員の残任期間と同期間とする。

2. 顧問には任期を設けない。

3. 幹事の任期途中交代に関し、新任幹事について、幹事会で選任し、次期総会にて報告を行うこととする。

4. 会計監事の任期途中退任に関し、遅滞なく会計監事が選任されない時は、一時会計監事を、幹事会で選任し、職務を執行させることとする。任期は次期総会までとする。

第十三条（報酬）

役員に対して報酬は支払わない。

（組織）

第十四条（協議会の構成）

本協議会は、総会、幹事会、事務局、委員会により構成される。

第十五条（総会）

総会は、幹事会員、正会員、特別会員によって構成され、賛助会員はオブザーバーとして出席できるものとする。

2. 幹事会員、正会員は、総会においてそれぞれ二票、一票の表決権を有する。特別会員は、幹事会で認める者について総会において一票の表決権を有する。

3. 総会は、委任状による出席を含め、表決権を持つ会員の過半数の出席で成立し、出席会員の過半数の賛成をもって決議を行う。賛否同数の場合は議長の決するところとする。

第十六条（総会の開催）

通常総会は毎年1回、原則として会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は次の場合に開催する。

1) 幹事会が必要と認め招集の請求をしたとき

2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

第十七条（招集）

総会は、会長がこれを招集する。

2. 総会は開催日の2週間前までに、日時、場所、会議の目的事項を記載した書面又は電磁的記録により招集する。但し、幹事会においてやむを得ぬものと認めたときは、招集期

間を短縮することができる。

第十八条（議長）

総会の議長は会長がこれにあたる。会長が不在又は会長に事故のあるときは、副会長の中から選任された者が代行する。

第十九条（付議事項）

総会では次の事項を決議する。

- 1) 規約の改正
- 2) 役員の選任
- 3) 活動計画及び活動報告
- 4) 収支予算及び決算
- 5) その他協議会運営に関わる重要事項

第二十条（幹事会）

幹事会は、幹事、事務局長、事務局次長及び各委員長によって組織され、総会に提出される議案について審議する。また総会への付議を要しない事項についての意思決定を行う。

2. 幹事会は随時開催する。
3. 幹事会議長は幹事の中から互選する。
4. 幹事会は幹事会議長により招集され、その過半数の出席により成立する。
5. 幹事会の議事は出席幹事の過半数を持って決議する。賛否同数の場合は、議長の決すところとする。
6. 幹事がやむを得ず欠席する場合は、幹事が委任する代理人による出席を認めることとする。この場合、欠席する幹事は代理人名を書面又は電磁的記録にて幹事会に提出することとする。

第二十一条（委員会）

本協議会は、第四条の活動を推進することを目的に、幹事会の決議により委員会をおくことができる。

2. 委員会には、委員長、副委員長をおく。委員長、副委員長は幹事会が各委員会の参加者の中から選任する。
3. 委員長は、委員会の活動推進に必要と判断したときは、ワーキンググループを設置することができる。
4. 任命された委員長、副委員長は委員会、事業活動の推進に関する決定権を幹事会より委譲されるものとする。ただし幹事会が必要と判断した場合に幹事会が決定権を有すことができる。

5. すべての委員会での活動はその内容を適宜幹事会に報告しなければならない。

第二十二條（事務局）

本協議会に事務局をおく。

2. 事務局長、事務局次長は会長が幹事から指名し、幹事会の承認により選任する。
3. 事務局は、幹事会の議決を得て所要の職員を置くことができる。
4. 事務局長は、会長の指示を受け、会資産の管理を代行することができる。
5. その他事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別途定めるものとする。

（財産及び会計）

第二十三條（財産）

本協議会の財産は入会金及び会費からなり、事務局長がこれを管理する。

第二十四條（会計年度）

本協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第二十五條（活動計画及び予算）

活動計画及び収支予算は事務局長がこれを作成し、幹事会及び総会の承認を受けなければならない。

第二十六條（活動報告及び決算）

事務局長は、毎会計年度終了後速やかに活動報告及び決算書類を作成し、会計監事の監査を経た後、幹事会及び総会の承認を受けなければならない。

（規約の変更）

第二十七條（規約変更の決議）

本規約は、総会において、委任状による出席を含め、表決権を持つ会員の過半数が出席し、その3分の2以上の賛成をもって変更することができる。

（解散）

第二十八條（解散の決議）

本協議会は、総会において、委任状による出席を含め、表決権を持つ会員の過半数が出席し、その3分の2以上の賛成をもって解散することができる。

第二十九條（残余財産の処分）

本協議会が解散した場合の残余財産の処分については、総会の決議によるものとする。

第三十条（機密保持）

本協議会で知り得た情報の公開、本協議会以外での事業への使用は、幹事会での承認を必要とする。

（雑則）

第三十一条（細則）

本規約の施行に必要な細則は、幹事会において別に定める。

附則

1. 本規約は平成 25 年 月 日より施行する。
2. 設立年度における会計年度は設立の日から平成 26 年 3 月 31 日迄とする。
3. 設立年度の役員任期は、最初の通常総会の日迄とする。